

日下川流域では「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、

「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」の

指定手続きを進めています。

「流域治水」の本格的な実践～水害に強いまちづくりを目指して～

特定都市河川浸水被害対策法とは？

著しい浸水被害が発生する恐れがある都市部の河川及びその流域等について、浸水被害の防止のための対策を推進する法律です。

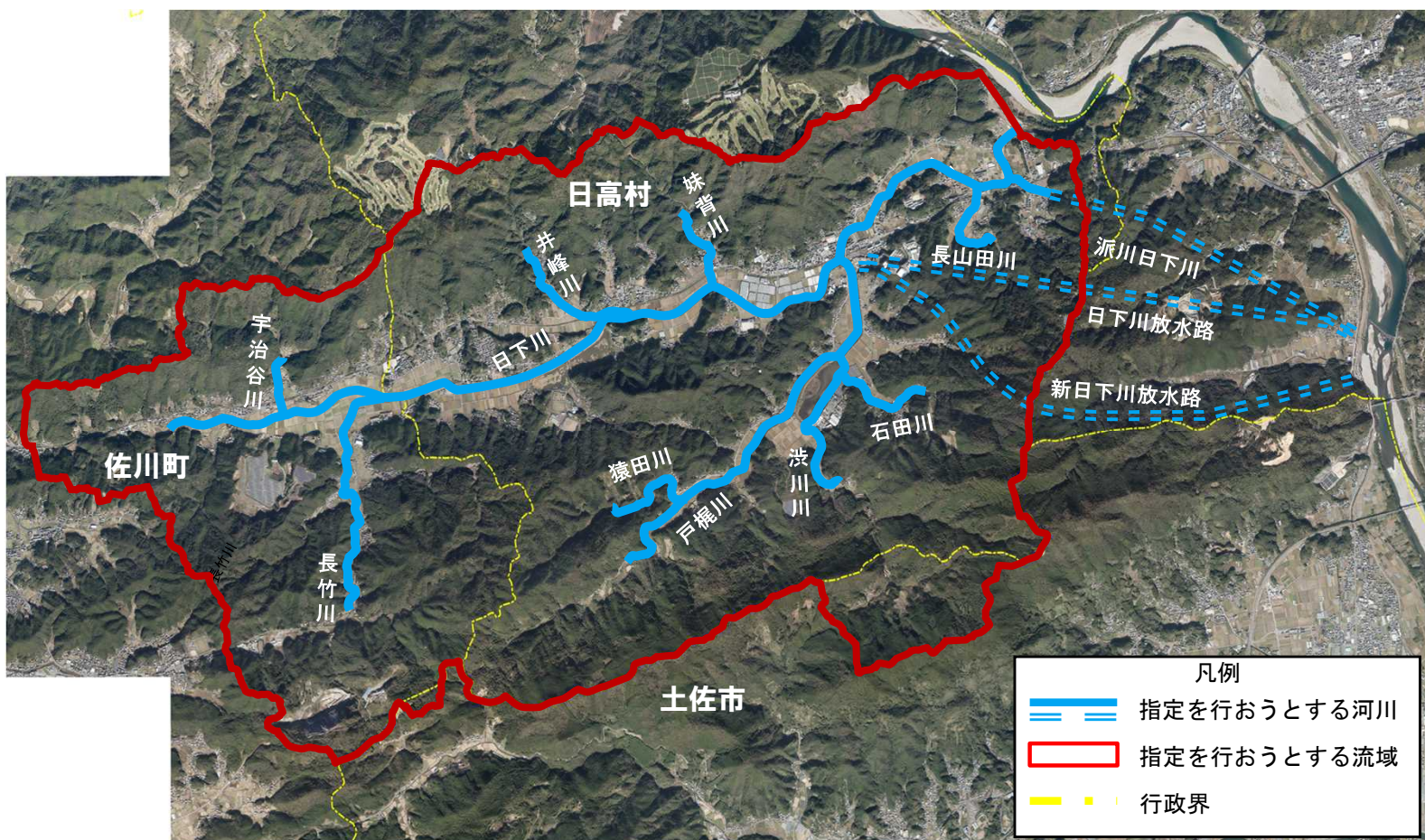
なぜ日下川流域を指定するの？

近年、全国各地で毎年のように水災害が発生しており、日下川流域でも、平成26年8月台風第12号、第11号により甚大な浸水被害が発生しました。さらに今後も、気候変動の影響により水災害の激甚化・頻発化が予測されてます。河川管理者だけでなく流域の関係者が協働して**水害に強いまちづくりを目指して**、流域治水を本格的に実践するため、「特定都市河川」への指定手続きを進めています。

「特定都市河川」に指定されるとどうなるの？

堤防の整備、河道掘削などのハード整備を加速していきます。加えて、国・県・市町村・企業等あらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえた「まちづくり・住まいづくり」、「流域における貯留・浸透機能の向上等」を推進していきます。そのうちの1つとして、雨水が河川に流れ込む量を現在よりも増やす行為について、許可が必要となります。

日下川特定都市河川流域



特定都市河川流域で雨水浸透阻害行為を行う際には

流出抑制のための許可が必要になります。

- 特定都市河川に指定されると、流域内の土地で行う1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為に対して、高知県の許可が必要になります。
- 許可にあたっては、技術基準に従った雨水を貯留・浸透させる対策が必要になります。

許可が必要となる雨水浸透阻害行為の例

例1) 田んぼを畑に変更



例2) すでに舗装された土地にコンビニを設置



規模にかかわらず **許可 不要**

例3) 畑を締め固める



締め固めた面積が1,000㎡以上の場合 **許可 必要**

例4) 原野を造成してコンビニを設置



コンビニ関係の面積が1,000㎡以上の場合 **許可 必要**

例5) 畑にビニールハウスを設置



ハウス内に舗装などしない場合 **許可 不要**

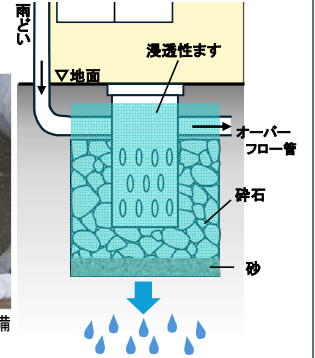
舗装などをする面積が1,000㎡以上の場合 **許可 必要**

雨水貯留浸透施設の例

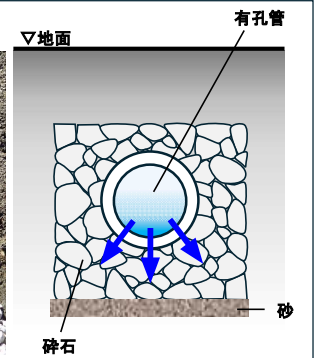
浸透ます



出典：雨水貯留浸透施設整備に係る事例集



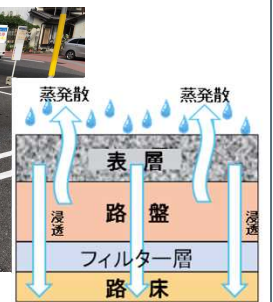
浸透トレンチ



透水性舗装



日高村役場駐車場

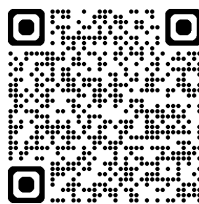


今後の予定

特定都市河川の指定は令和6年12月頃を予定しています。
また、雨水浸透阻害行為の許可の施行は令和7年7月頃を予定しています。

最新の情報は、高知河川国道事務所ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.skr.mlit.go.jp/kochi/ryuikitsui/index.html>



「特定都市河川浸水被害対策法」や「流域治水」に関するより詳細な情報はコチラから

国土交通省ウェブサイト:

<https://www.mlit.go.jp/river/kasen/tokuteitoshikasen/index.html>

(特定都市河川の指定による流域治水の本格的実践・国土交通省)



お問合せ先

国土交通省 四国地方整備局 高知河川国道事務所 TEL(088)833-0111(代)
高知県 土木部 河川課 TEL(088)823-9838
土佐市 建設課 TEL(088)852-7694
佐川町 建設課 TEL(0889)22-7712
日高村 建設課 TEL(0889)24-5114

<https://www.skr.mlit.go.jp/kochi/>
<https://www.pref.kochi.lg.jp>
<https://www.city.tosa.lg.jp>
<https://www.town.sakawa.lg.jp>
<https://www.vill.hidaka.kochi.jp>